

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第25号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表保健福祉部の項中「感染症対策局 福祉局」を「福祉局」に改める。

第6条第2項中「センターを」を「センター（次条において「課等」という。）を」に改め、同項の表イノベーション推進局の項中「財産活用課」を「財産活用課 契約マネジメントセンター」に改め、同表健康安全局の項中「食品衛生課」を「食品衛生課 感染症対策課」に改め、同表感染症対策局の項を削る。

第6条の2中「課及び」を「課等及び」に改める。

第7条第2項の総務部イノベーション推進局の事項に次の1号を加える。

(9) 契約事務及び物品の購入等に係る集中処理に関する事（知事が別に定めるものに限る。）。

第7条第2項の総合政策部地域創生局の事項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同項の総合政策部地域行政局の事項を次のように改める。

総合政策部地域行政局

- 市町村その他公共団体の行政一般に関する事。
- 地方分権の推進に関する事。
- 行政のデジタル化の推進に関する事（他部局の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の保健福祉部健康安全局の事項に次の1号を加える。

(7) 感染症の予防及び医療に関する事。

第7条第2項の保健福祉部感染症対策局の事項を削り、同項の経済部A I・D X推進局の

事項第1号中「こと」の次に「（他部課の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項第2号中「情報化」を「北海道Society5.0」に改め、同事項に次の1号を加える。

(4) デジタル産業の振興に関する事（他部課の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の農政部食の安全・みどりの農業推進局の事項に次の1号を加える。

(3) 農業に係る環境保全に関する事。

第7条第2項の農政部生産振興局の事項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第8条の3中「課の分掌事務」を「課及びセンターの分掌事務」に改め、同条の財産活用課の事項の次に次の1事項を加える。

契約マネジメントセンター

(1) 契約事務の改善に係る企画調整に関する事。

(2) 契約事務及び物品の購入等に係る集中処理に関する事（知事が別に定めるものに限る。）。

第9条の5第1項の地域戦略課の事項中第4号及び第5号を削り、同事項第6号中「道州制特区及び」を削り、同号を同事項第4号とし、同項の地域政策課の事項中第4号及び第5号を削り、同条第2項中「及び第2号」を「、第2号及び第4号」に改める。

第9条の6の市町村課の事項に次の5号を加える。

(12) 地方分権の推進に関する事。

(13) 総合振興局等の在り方に関する事。

(14) 道州制特区に関する事（他部課の主管に属するものを除く。）。

(15) 行政のデジタル化の推進に係る企画及び調整に関する事（他部課の主管に属するものを除く。）。

(16) 市町村における行政のデジタル化に係る支援に関する事。

第12条の3の食品衛生課の事項の次に次の1事項を加える。

感染症対策課

(1) 感染症の予防及びまん延防止に関する事。

(2) 感染症患者に対する医療に関する事。

(3) 予防接種に関する事。

第12条の4を削り、第12条の5を第12条の4とし、第12条の6を第12条の5とする。

第13条の7のD X推進課の事項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 未来技術の活用に係る企画及び調整に関する事（他部課の主管に属するものを除く。）。

(2) 北海道Society5.0の実現に向けた施策の企画及び総合調整に関する事。

第13条の7のD X推進課の事項第4号を削り、同事項第5号中「情報産業」を「デジタル産業」に、「他部」を「他部課」に改め、同号を同事項第4号とする。

第19条の建設管理課の事項第8号中「建設業の新分野進出」を「建設産業の担い手の確保及び育成」に改める。

第23条第3項中「、経理課及び調達課」を「及び経理課」に改める。

第24条第1項の総務課の事項に次の1号を加える。

(7) 物品の出納、保管及び記録管理に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第24条第2項の経理課の事項に次の1号を加える。

(10) 収入証紙に関すること。

第24条第2項の調達課の事項を削る。

第29条の表中北海道道州制特別区域提案検討委員会の項を削り、同表北海道本人確認情報等保護審議会の項の次に次のように加える。

北海道道州制特別区域提案検討委員会

地域行政局市町村課

第29条の表中「感染症対策局感染症対策課」を「健康安全局感染症対策課」に改める。

第39条の2第1項の総務課の事項第3号中「総務部総務課及び建設部建築局建築保全課」を「総務部イノベーション推進局財産活用課」に改め、同条第2項の総務課の事項第3号中「総務部総務課及び建設部建築局建築保全課」を「総務部イノベーション推進局財産活用課」に改め、同事項第6号中「出納局会計管理室調達課」を「総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター」に改める。

第40条の5第4項の表後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所の項中「限る」を「除く」に改める。

第44条の観光・企業誘致課の事項に次の1号を加える。

(5) 人材誘致に関すること。

第46条の2の自動車税部の事項第1号中「種別割及び環境性能割、軽自動車税の環境性能割並びに自動車取得税の」を削る。

第47条第1項の課税第二課の事項第1号中「及び循環資源利用促進税」を「、循環資源利用促進税及び宿泊税」に改め、同条第2項の自動車税課税課の事項第1号中「の種別割及び環境性能割、軽自動車税の環境性能割並びに自動車取得税（以下この項において「自動車税等」という。）」を削り、同事項第2号及び第3号中「自動車税等」を「自動車税」に改め、同項の自動車税納税課の事項第3号から第5号までの規定中「自動車税等」を「自動車税」に改める。

第142条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第195条から第195条の3までを次のように改める。

(内部組織)

第195条 農業大学校に教務部を置く。

2 農業大学校に総務課を置く。

3 教務部に教務課を置く。

(教務部の事務分掌)

第195条の2 教務部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 養成課程及び研究課程の教育計画並びに教務の総合調整に関すること。

(2) 研修部門の研修計画に関すること。

(3) 農場の運営計画に関すること。

(各課の分掌事務)

第195条の3 農業大学校の総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 校務一般の企画及び総合調整に関すること。

(2) 校の庶務、財務その他教務部の主管に属しないこと。

2 農業大学校教務部の教務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 養成課程の実施に関すること。

(2) 研究課程の実施に関すること。

(3) 学生の募集、入校、退校及び修了に関すること。

(4) 学生の学籍に関すること。

(5) 学生の賞罰に関すること。

(6) 学生の健康管理及び生活指導に関すること。

(7) 農場の経営管理に関すること。

(8) 研修部門の研修の実施に関すること。

(9) 受講者の募集及び修了に関すること。

(10) 受講者の健康管理及び生活指導に関すること。

(11) 農業者の研修教育についての情報の収集、管理及び提供に関すること。

(12) 宿泊施設に関すること。

第269条第3項中「渡島家畜保健衛生所、空知家畜保健衛生所、留萌家畜保健衛生所、網走家畜保健衛生所、十勝家畜保健衛生所及び根室家畜保健衛生所」を「留萌家畜保健衛生所、網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所」に改める。

別表第8中

総務部	行政局文書課文書館	北海道立文書館長	上司の命を受け、文書館の事務を掌理する。
-----	-----------	----------	----------------------

を

総務部	行政局文書課文書館	北海道立文書館長	上司の命を受け、文書館の事務を掌理する。
-----	-----------	----------	----------------------

イノベーション推進局契約マネジメントセンター	所長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
------------------------	----	-----------------------------------

に改める。

別表第9中「情報化」を「北海道Society5.0」に、

総務部行政局文書課道史編さん室	主任文書専門員	上司の命を受け、文書等の調査研究に係る企画調整等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務を整理する。
-----------------	---------	---

を

総務部行政局文書課道史編さん室	主任文書専門員	上司の命を受け、文書等の調査研究に係る企画調整等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務を整理する。
総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター	参事	上司の命を受け、契約事務の集約に関する特定の事務（総務部長が別に定めるものに限る。）に従事する。

に、「保健福祉部感染症対策局感染症対策課」を「保健福祉部健康安全局感染症対策課」に改める。

別表第11の(1)の事項の表中

「胆振総合振興局建設管理部事業室高等技術専門学院」を「高等技術専門学院」に改め、衛生研究所の項

の次に次のように加える。

心身障害者総合相談所	医療参事	上司の命を受け、医療及び福祉に関する専門の技術に係る事務に従事する。
------------	------	------------------------------------

別表第11の(1)の事項の表中

総合振興局等の産業振興部の整備	検査専門員	上司の命を受け、事業の検査及び施行管理の事務に従事する。
-----------------	-------	------------------------------

を

課、農村振興課及び林務課		
--------------	--	--

総合振興局等の産業振興部の整備課及び農村振興課	検査専門員	上司の命を受け、事業の検査及び施工管理の事務に従事する。
-------------------------	-------	------------------------------

に改める。

別表第15の(2)の事項の表の福祉指導員の項中「及び作業療法指導」を「、作業療法指導及び心理療法指導」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総合政策部地域創生局地域政策課（行政のデジタル化の推進に係る企画及び調整並びに市町村における行政のデジタル化に係る支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部地域行政局市町村課
保健福祉部感染症対策局感染症対策課	保健福祉部健康安全局感染症対策課

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総合政策部国際局国際課国際経済担当課長	総合政策部国際局国際課経済交流担当課長
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神医療担当課長	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健医療担当課長
経済部地域経済局中小企業課地域商業担当課長	経済部地域経済局中小企業課商工担当課長
環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課主幹	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課課長補佐

経済部地域経済局中小企業課主幹（商工関係団体に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部地域経済局中小企業課課長補佐
水産林務部林務局林業木材課課長補佐（林業・木材産業の経営改善に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局林業木材課主幹
出納局会計管理室調達課課長補佐（物品購入等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター主幹
農業大学校総務部総務課長	農業大学校総務課長
総務部人事局人事課職制係長	総務部人事局人事課主査
総合政策部国際局国際課国際交流係長	総合政策部国際局国際課友好交流係長
環境生活部くらし安全局消費生活課消費者安全係長	環境生活部くらし安全局消費生活課消費生活係長
環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課主査（アイヌ文化の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課アイヌ文化振興係長
保健福祉部健康安全局地域保健課難病対策係長	保健福祉部健康安全局地域保健課難病政策係長
保健福祉部健康安全局地域保健課主査（難病デジタル化に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局地域保健課難病認定第一係長
保健福祉部健康安全局地域保健課主査（災害時の人工呼吸療法及び在宅酸素療法患者への対応に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局地域保健課難病認定第二係長
経済部地域経済局中小企業課主査（商工関係団体に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部地域経済局中小企業課商工団体係長
経済部観光局観光振興課観光地づくり係長	経済部観光局観光振興課観光地事業係長
出納局会計管理室調達課調達係長	総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター調達係長
出納局会計管理室調達課主査（物品購入等に係る検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター主査

出納局会計管理室調達課主査（物品購入等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター主査
農業大学校総務部総務課総務係長	農業大学校総務課総務係長
農業大学校総務部総務課主査	農業大学校総務課主査